

# 収支報告書の訂正と政治資金監査について

## 1. 収支報告書の訂正の法的位置付けについて

- 政治資金規正法においては、収支報告書の訂正については、特段の定めはない。
- 同法は、政治資金の収支を広く国民に公開することを目的の一つとしていることから、収支報告書は事実即して記載されるべきものである。
- したがって、総務省においては、収支報告書の内容が事実と反することが判明し、政治団体から訂正の申出があった場合においては、国民に対し正しい収支の状況を明らかにする観点から、見消しで収支報告書の訂正を認める取扱いとされている。
- なお、法上、収支報告書の保存期間は、官報又は公報による要旨の公表の日から3年を経過する日までとなっており、その間の訂正は可能であり、官報又は公報による告示の訂正については、収支報告書の保存期間経過後も可能とされている。

## 2. 収支報告書の訂正手続きの現状について

### (1) 訂正方法（総務省における手続き）

- 書類の一部分の訂正の場合は、二重線により見消し訂正し会計責任者の訂正印を押印し、ページ全体の内容抹消の場合は、書類全体に斜線を記入するなど、全体の抹消が明らかとなる形での見消しを行い、会計責任者の訂正印を押印する（要旨の公表後に行われた訂正は訂正の日を併せて記入する。）。
- 訂正行為そのものは政治団体が総務省又は都道府県選管に出向いて行う。
- なお、軽微な訂正の場合を除き、訂正を行う際は、訂正箇所が明確となるよう政治団体は訂正願を提出する。（別添参照）

## (2) 訂正に係る文書の取扱い

- 政治団体から提出された収支報告書についてはすべて情報公開の対象であり、差替えにより訂正を行った場合であっても差替え前の収支報告書の写しは情報公開の対象となる。
- また、訂正手続きのために提出された訂正願も同様に情報公開の対象となる。

## 3. 収支報告書の訂正と政治資金監査について

収支報告書を訂正した場合に、改めて政治資金監査を受ける必要があるのかについて、以下の点に留意しながら検討する必要がある。

### (1) 訂正の法的位置付けについて

- 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、政治資金監査を受けなければならないこととされているが、収支報告書の訂正があった場合についても、収支報告書の提出と評価し、政治資金監査を受ける必要があることとすべきか。
- 政治資金規正法には、収支報告書の訂正については特段の定めがなく、訂正を法上の手続きとは位置付けられないのではないか。
- 法上の手続きとは位置付けられない場合においても、政治資金監査が義務付けられた経緯を踏まえ、政治資金監査に準じた行為を求めるべきか。

### (2) 訂正内容について

- 支出に関する監査という性格から、どのような訂正があった場合に、政治資金監査（政治資金監査に準じた行為を含む。以下同じ。）を必要とするべきか。
  - ・政治資金監査において確認を行った個々の支出金額を訂正する場合。
  - ・会計帳簿や収支報告書に記載されていない支出を新たに計上する場合。
  - ・個々の支出金額の誤りはないものの、支出項目の区分の分類、様式間の不突合、合計の計算誤りを訂正する場合。

### (3) 政治資金監査の内容と政治資金監査報告書

- 政治資金監査については、会計帳簿と領収書等との突合など政治資金監査マニュアルに沿ったかたちで改めて行う必要があるか。  
(ただし、収支報告書との突合は登録政治資金監査人が訂正作業に立ち会わない限り困難。)
- 収支報告書に訂正があった場合に、登録政治資金監査人による確認を経ているかどうかをどのように国民に知らせめるか。
- 政治資金監査報告書を改めて提出する必要があるか。
- 訂正に当たり、政治資金監査を改めて受けるための時間的な余裕がない場合はどのような対応とすべきか。

別添

委員限り  
資料C

室長	課長補佐	主幹	係長

収支報告書

訂 正 願

平成 年 月 日

総務大臣 殿

政治団体の名称

会計責任者の氏名

印

提出者の氏名

平成 年 月 日に提出した平成 年分の収支報告書について、下記理由により訂正の必要が生じたことから、別添のとおり訂正したいのでよろしくお願ひします。

記

(訂正理由等)

受付者